

A・B・C

番 号

証 明 書
（企業単独型技能実習）

殿

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号）第2条の規定に基づき、下記の者が、技能実習生_____について、漁船漁業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていることを証明する。

申請者： _____

平成 年 月 日

漁船漁業に係る事業協議会 印

D・E・F

番 号

証 明 書
(団体監理型技能実習)

殿

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号）第2条の規定に基づき、下記の者が、技能実習生_____について、漁船漁業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていることを証明する。

申請者： _____

監理団体： _____

平成 年 月 日

漁船漁業に係る事業協議会 印